

項目	内容
第三者割当増資	別紙
MSCB	流通市場、既存株主への配慮。引受者の行使に制限を講じる
混乱をもたらす株式分割	
書面による議決権行使の義務	
取締役会、監査役会、または委員会、会計監査人の設置義務	
独立役員の確保義務	独立役員(一般株主と利益相反しない社外役員又は社外監査役)を1名選び、東証に「独立役員届出書」を提出
会計監査人の監査証明を行う公認会計士等への選任義務	
業務の適正を確保するために必要な体制整備の決定義務	
買収防衛策の導入に係る順守事項	①十分な開示 ②透明性 ③流通市場への配慮 ④既存株主の権利
MBO等の開示に係る遵守事項	
支配株主との重要な取引に係る遵守事項	支配株主または同一の親会社を持つ会社、親会社の役員近親者との重要な取引(開示が必要になる取引)は、当該上場会社の少数株主に不利益でないことを確認し、利害関係がない第三者に意見書をもらい、必要かつ十分な適時開示を行う
上場会社監査事務所等による監査	
内部者取引の禁止	
反社会的勢力の排除	
流通市場の機能または株主の権利の毀損行為の禁止	

支配株主	親会社又は金商法163条1項の主要株主(他名義も含め10%以上の議決権)が近親者(2親等内)と、実質的な近親者の名義人を含め過半数を保有している場合
独立役員の事前相談要件	①親会社又は兄弟会社の業務執行者(取締役及び使用人)会社法施行規則2条3項6号 ②主な取引先又はその業務執行者、会社を主要な取引先とする会社又はその業務執行者 ③会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計、法律等の専門家 ④最近まで上記に該当していた者 ⑤次のA~C(重要でない者を除く)の近親者 A ①~⑤の該当者 B 会社又は子会社の役員、業務執行者 C 最近までBだった者